

四日市市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 4 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 8 8 号

四日市市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

四日市市職員の給与の支給に関する規則（昭和 6 2 年四日市市規則第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第7条関係）

<h2 style="margin: 0;">扶 養 親 族 認 定 申 請 書</h2> <p style="margin: 5px 0 0 0;">（ 年 月 日 提出 ）</p>		
四日市市長	所 属 名	
	職 員 番 号	
	氏 名	

四日市市職員給与条例第36条第1項の規定に基づき次のとおり届け出ます。

届出の理由（該当する□にレ印を付すとともに、事実の発生年月日を記入すること）
<input type="checkbox"/> 1 新たに職員となった
<input type="checkbox"/> 2 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある
<input type="checkbox"/> 3 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある（子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を超えた者を除く）

届出の理由1～3に該当する場合の記入欄

扶養親族の 氏 名	続 柄	生年月日	同居・別居の別 (別居の場合は住所)	所得の年額		事実の発 生年月日	届出の事由
				所得の種類	金 額		

<注>

- (1) この申請書には、任命権者の指定する証明書を添付する。
- (2) 「続柄」欄には、職員との続柄を（重度心身障害者として届け出る場合は、その旨を併せて）記入する。
- (3) 「所得の年額」欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額（見込額）を記入する。
- (4) 「届出の事由」欄には、届出の理由の2又は3に該当する場合にその事由（例えば婚姻、離婚、出生、死亡、満60歳以上等）をそれぞれ記入する。

受理年月日	年 月 日から開始・終了	台帳記載
	年 月 日から開始・終了	三共済

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。
(四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正)
- 2 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則（令和 3 年四日市市規則第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後		
(押印の省略)		
第 2 条 次の表の左欄に掲げる規則の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該規則の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市職員の旅費に関する 条例施行規則（昭和 3 8 年四 日市市規則第 1 1 号）	(略)	
四日市市職員単身赴任手当支 給規則（平成 2 年四日市市規 則第 2 6 号）	(略)	
(略)		

改正前		
(押印の省略)		
第 2 条 次の表の左欄に掲げる規則の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該規則の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市職員の旅費に関する 条例施行規則（昭和 3 8 年四	(略)	

日市市規則第11号)		
<u>四日市市職員の給与の支給に関する規則（昭和62年四日市市規則第10号）</u>	別記様式	<u>所属長確認欄については、所属長が署名その他確認をしたことの表示をした場合に限る。</u>
四日市市職員単身赴任手当支給規則（平成2年四日市市規則第26号）	（略）	
（略）		

（総務部人事課）